

大津市北部クリーンセンター監視連絡会設置要綱

(目的)

第1条 大津市北部クリーンセンター（以下「センター」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を協議するため、大津市北部クリーンセンター監視連絡会（以下「監視連絡会」という。）を設置する。

(協議する事項)

第2条 監視連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センターの運転状況の監視に係る事項
- (2) 環境保全協定に定める遵守事項の履行の確認に係る事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 監視連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地元自治会から選出された者
- (2) 市長が指名する市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 監視連絡会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 監視連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

2 会議は、あらかじめ庶務担当所属長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

(庶務)

第6条 監視連絡会の庶務は、北部クリーンセンターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、監視連絡会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成元年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず管理者が招集する。
- 3 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。